明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（**財務**二）　一

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三）　二

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一三）　二

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件
（**金融庁・法務・財務**三）　二

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**復興庁**一～二九）　四

○計算担当機関の指定に関する件
（**総務**五六）　四

○戸籍が滅失した件（**法務**一〇八）　四

○原戸籍が滅失した件（**同**一〇九）　四

○マムー小学校教員養成校建設計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**六六）　四

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までの輸入数量を告示する件（**財務**四七）　四

○平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件
（**同**四八）　四

○平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（**同**四九）　四

○平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件
（**同**五〇）　五

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**厚生労働**五二）　五

○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件
（**同**五三）　六

○収穫基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二九八）　六

○保安林の指定をする件
（**同**二九九～三〇五）　六

○都市計画に関する件
（**国土交通**一三一～一三三）　七

○高速自動車国道に関する件
（**同**一三四）　七

○海上における射撃訓練を実施する件
（**防衛**二六～三〇）　七

○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**三一～三三）　七

〔国会事項〕　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕

法　務　八

公証人任免（法務省）　八

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、製造たばこ小売定価、公示送達関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇

会社その他　二九

省　令

○財務省令第二号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の表以外の部分中「、第二項第三号の二」を削り、同条の表第三十条第二項第三号の三の項を削る。

（老齢厚生年金等施行日前請求手続をとった加給年金額の対象者がある者の加算事由該当の届出）

第二条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二十八号）第七条の規定による裁定の請求の手続（附則第二条において「老齢厚生年金等施行日前請求手続」という。）をとった厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金（国家公務員共済組合連合会が支給するものに限る。附則第二条において同じ。）又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項に規定する退職共済年金（附則第二条において「平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金」という。）の受給権者であって、公的年金制度の財政基盤及び最低保